

# 新春特集号

# 石川保険医新聞

発行所  
 石川県保険医協会  
 金沢市尾張町1丁目9番11号  
 尾張町レジデンス2F  
 電話 (0762) 22-5373番  
 発行人 後藤田博之  
 印刷所 ユーアイ印刷  
 (会費月額 3,800円)



## めでたさや 琴路燈篭の 巧かな

としお

俳句  
 撮影  
 宮栗  
 村野  
 明利  
 子雄

### 医心凡語

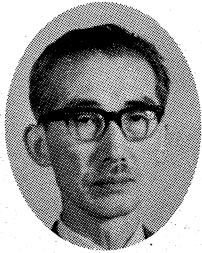
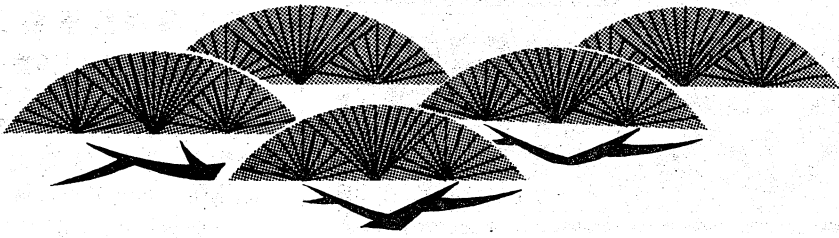
目にゴミが入って  
 眼帯をつけたり、足  
 のねんざでギブスを  
 はめただけでも、障  
 害を持つ人たちの不  
 自由や苦さが身にしてみても  
 かるような気がします。

苦難の絶えない世の中を、  
 みんなで助けあって生きてゆ  
 こうという気持が、お互いの  
 胸の中に芽生えれば、人生は  
 もっと楽しいものになるでし  
 ょう。

大蔵省や厚生省のことばかり  
 りしか考えない官僚人ばかり  
 増えては、人生は温みも、爽  
 やかな感動もなく、味気ない  
 ものとなります。

「障害者を閉め出した社会  
 は弱い社会である」と、国連  
 の行動計画で述べていますが、  
 弱い社会の弱い教室や家庭で  
 は、校内暴力や家庭内暴力等  
 の非行や犯罪が続出していま  
 す。

身障者に同情して助けてあ  
 げるといった気持からではな  
 く、彼らの涙ぐましい努力に  
 啓発され、彼らから学びつつ  
 自らを律してゆこうと心がけ  
 る人が多くなれば、もっと住  
 みよい世の中になると思いま  
 す。



# 新春所感

石川県医師会長 永田良作

明けまして御目出とうございます。  
一九八四年の新春を迎え、八〇年代も半ばとなり、この八〇年代は日本の医療と福祉にとり受難の時期と認識されて来ましたが、正にその通りの状況が続いております。私達をとりまく諸状況は一九八四年を迎え一段と厳しいもの

になると想像されます。と同時に、すみやかに解決をせまられる事項が山積し、その対象をいずれにしようか、今や早急に決めねばならぬ時に至っております。  
健康保険法、医療法の改正問題を頂点に、医師税制、医師過剰の問題、最近では、薬価削減、医療の標準化と目目押しに医療への抑圧策が厚生官僚の手の内にあることを考えますと、私達のとるべき道は、おのずから一つ「團結」の一言につきると思えます。

中央状況として、われわれがいま最も望んでいる診療報酬の問題も含めて日医執行部への批判もありません。現段階に於いての内部抗争は決して得策ではないと考えます。むしろ、そのエネルギーを外へ向けて、目的達成に努力するとともに、医師は医師らしい行為を示すことで、失なわれた国民の信頼感の回復に努力すべきと思

## 3月改定の

### 『薬価基準便覧』を一冊 会員送付します

東京協会の「薬価基準便覧」を二月中旬に会員宛に無料で進呈致します。ご利用ください。

昭和五十八年は十二月十八日の総選挙で終符を打ちましたが、医療保険制度、社会保障制度の面では、まさに医療史上に銘記されるべき年でありました。  
五十九年の医療情勢の見通しですが、第一〇〇回臨時国会の解散で、医療法改正案は廃案となりましたが、何れ修正されて再提出され、昨年来問題となっている医療保険制度改革案も一部修正されようが、提出されることは明らかであります。



# 年頭にあたって

会長 後藤田博之

化は進むものと思われれます。  
このような厳しい情勢に対して保団連、協会は当面の重要課題として健保法改悪案の反対、診療報酬の改善、合理的な医薬税制の確立等をめ

二日には皆様方から戴きました「要請ハガキ」を持参して日医(小池副会長)、日歯(保坂、前沢、奈良常務理事)、厚生省担当官に直接申し入れます。

今後われわれが開業医として生き延びるためには、①患者への説明がていねいであること。②患者に対する指導が上手であること。③保険・予防など地域医療にとりくむこと。④プライマリ・ケアの実施等、患者に信頼感を持たれるよう努力しなければならぬのではないかと思います。  
何れにせよ本年は開業医にとり更に厳しい年になると思いますが、開業医全員が国民と共に協力してこの危機を乗り越えなければなりません。保険医協会執行部は重大な決意をもってこの難局に立ち向かう決意です。この医療危機に対して会員の諸先生も団結し、協会と共に努力して戴けることを期待して年頭のご挨拶といたします。

協会の医師会はその役割分担は異なっても、その目的が多くの部分で重なり合っております。今後はその共通の部分で協力し合えば国民医療と福祉を守る上からも、又医師の尊厳を高める上にも強い力となることでありましょう。新春を迎えますにあたり一言所感を申し上げます。

また時として横暴な医療行政に対しては、毅然とした対応をとることも必要でありましょう。そうした意味で貴協会が常日頃、地域住民との対話や老人問題に取り組んでおられるのを聞き、敬意を表する次第です。

協会と医師会はその役割分担は異なっても、その目的が多くの部分で重なり合っております。今後はその共通の部分で協力し合えば国民医療と福祉を守る上からも、又医師の尊厳を高める上にも強い力となることでありましょう。新春を迎えますにあたり一言所感を申し上げます。

# 石川の歳時記

雪吊の影ゆらめけば真鯉かな



ことじ燈籠と雪吊り

俳句 高島筍雄  
絵 大野幸治

# カメラと油絵の世界

金沢市 宮村明子

「お母さんが編物するなんて」と娘たちは笑いとばす。けなげにも六十の手習いで孫のベストでも編んでみようかと思うのに、皆で笑いこらげて教えてくれようとしません。  
「物資不足」とか「セイタクは敵」とか言って、私の娘時代は戦争のために何にも出来なかった。戦争が終った時、今度は医療に専念という実に殺伐とした人生を歩んで、ふと気がつく、もうあと何年働けるかという言葉が似合うようになっていた。そんなことから、遅まきながらカメラをのぞいたり、油絵の真似ごとをしたり、と若い時に出来なかったことをほんの少しやってみている。

毎日毎日、ひたすら患者のためにとやってきたのに、昨今の厚生省のやり方のひどさは一体何であろうか。そう思う時、この胸はむなしさでいっぱいになる。

ダイでのぞくと、いっぺんに疲れ、悲しさがふっとぶ。最高の清涼剤である。

油絵も同様。無心に書いていたその時が楽しいのであって、特に上達したとしても、出来るとも思っていない。瞬時、医療を離れてまったく異質のことをやってみたいのである。  
今、私の一番残念に思うことは、マスコミが実に無造作に、しかし一方的に悪徳医者とか、医者不信とかの言葉を使っていることである。誰がそうしたのか、なんでそうなったのか、誰が責任をとるのか。  
こんなことを正月号でグチる方がおかしいのかもしれないが、医者はこの際もつと結果として、強く立ち上らなければ事態はどんどん逆方向に走り出してしまふのみである。  
そのじれったさを押し殺して、私は写真と油絵の世界に、ポエムを求めてひたすら老眼鏡で頑張っている。

事業税は事業に対して課する物税で、人に着目する所得税や法人税と異なる。

又、事業は県の施設を利用して収益活動を行っているから、行政サービスの経費を分担すべきという考え方にもよる。

事業税は法人事業税と個人事業税からなる。法人事業税では非課税として、①公共団体や高度に公共的業務を行う非課税法人、②新聞、放送等九つの非課税事業、③公益法人等で収益事業以外の非課税所得がある。これとは別に、医療法人の行う社会保険診療報酬は非課税となっている。

この制度の趣旨は、医療法人の業務範囲が限られ、監督官庁の厳重な指揮監督に服するとともに剰余金の配当を禁

## 事業税の非課税趣旨

公認会計士・税理士  
宮崎文夫

止されている特殊の法人であり、営利を目的とする商法上の法人とは性格が異なるからとされる。因に医療法第七条は営利性が否定されている。

個人事業税は所得税のうち事業所得及び不動産所得の限定利益事業にのみ課される。内容は、おおむね商業に属する第一種事業、原始産業に属する第二種事業、医師、弁護士、公認会計士等の自由業に属する第三種事業である。

しかし新聞、放送等の事業や医師等の社会保険診療報酬は法人事業税と同様、非課税としている。

討の結果、政府税制調査会の答申で事業税の医師非課税制度の見直しが求められている。安易な財源探しは慎むべきだが、事業税の非課税趣旨である公共性、非営利性がどの程度斟酌されるかは今後の政治力に依存する。

## 事業税導入案には二つの問題点には

事業税とは事業を行う法人、個人が都道府県の施設の利用

や、行政サービスで収益をあげる見返りとして課税される

地方税であり公共的業務と認められた法人は非課税となっている。

今度の社保診療報酬に対する事業税課税案には二つの問題点があると思われる。

第一に個人に対する事業税課税については、開業医を含む中小企業事業主の多くは本人と家族の労働で得られる所得で生計をたて、経営を続けている。別で地方税を納めている個人の事業税課税には問題があり、特に事業主控

経営税対部理事 八木泰夫

除二〇〇万円はすくない。次に医療行為に対する場合だが、現在すでに自費診療、労災、公害医療に課税されているが、本来医療による収益は医療法第七条(営利の否定)に示される如く医療サービス

の向上に還元すべきものである。この医療法の精神からも医療は除外すべきであり、特に公共性の強い、労災、公害医療などは除外すべきである。次に本題の社保診療報酬について、本体系では各診療行為について種々の条件がはめられ、料金が公定され政治的

## 保険診療は公共サービス

金沢大学経済学部教授  
保坂哲也

社会保険診療に係る事業税の免除措置は、昭和二十七年国会で採択されて以来三〇年余にわたって続けられてきた。昭和五十九年度における財源対策の一つとして、この免除措置を廃止することが、政府税制調査会の案として公けにされ議論を呼んでいる。筆者は税制についての専門知識を持ち合わせていないが、あえてひとことコメントを記してみよう。

議論を要するが、ここでは省略する。所得税の減税を物品税や間接税と同じ効果をもつ法人税などの増税によって賄う。というのが政府案の基本方向のようである。住民税の減税に対応する財源の一つが事業税の増徴である。

ある。したがってこの負担は事業活動の費用として扱われる。そこで事業税の賦課対象事業、ならびに事業税の課税効果に関して、社会保険診療に事業税を賦課することの当否が問われることになる。

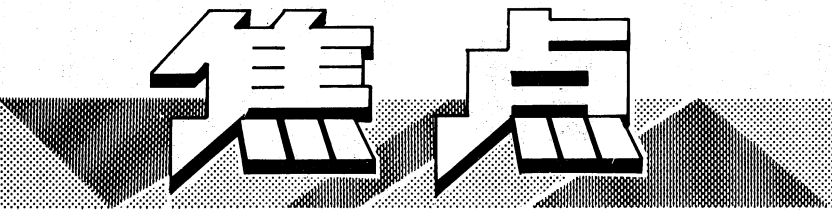
部分公共サービスにかかわる法人、事業ないし所得である。社会保険診療料金が公定され、一般収益事業のように事業税負担を労働者や消費者に転嫁できないから、それは医療費引き上げ圧力を生むこと

とになる。以上の二点からみても、自診療分のみ課税し、社会保険診療報酬を対象外とする現行方式はそれなりに合理的であるといえよう。

ある事業を遂行するにあたり、道路や国鉄を使い治安維持のお蔭をこうむる。その見返りとして事業主はその地方に対し事業税という形で粗利益の一部を還元することは納得できる。

又、これまで非課税となっていたものは、教育、学術研究、新聞報道、林業などで公共的に必要なものであり奨励する必要があるものである。その理由も理解できる。つまり、本来なら公共事業で行うべきものであって利益を目的としない事業は、それ自体を遂行することが大いに社会に貢献しており、地方税を収めるのに等しいという考え

に低値に据え置かれており、一般収益事業とは全く異なる公共的なものであり、財源不足で安易に増税の適用が云々されるべきものではない。おわりに財政再建の一環として社保本人の一部負担を含む健保法改正の検討、数年連続の薬価大幅切り下げ、諸物価アップに抗しての診療報酬の長期間実質据え置き、法人成り困難による累進税率の過重などにより、医療器械の買い換え、導入などのための内部留保は全く不可能に近く、それらは借入金でまかなうか、リースに頼るしかないのが現状であり、そこへ今回の事業税導入案と、われわれを取りまく環境は極端に厳しさを増している。一応自民党税調で五十九年度の導入が見送られることとなったが、今後も厳しく注目していくべきである。



## 社会保険診療報酬に対する事業税課税を考える

(59年度の導入は見送りとなりましたが、次年度以降の動向が注目されます)

Concentration of Opinions

部分公共サービスにかかわる法人、事業ないし所得である。社会保険診療料金が公定され、一般収益事業のように事業税負担を労働者や消費者に転嫁できないから、それは医療費引き上げ圧力を生むこと

とになる。以上の二点からみても、自診療分のみ課税し、社会保険診療報酬を対象外とする現行方式はそれなりに合理的であるといえよう。

ある事業を遂行するにあたり、道路や国鉄を使い治安維持のお蔭をこうむる。その見返りとして事業主はその地方に対し事業税という形で粗利益の一部を還元することは納得できる。

又、これまで非課税となっていたものは、教育、学術研究、新聞報道、林業などで公共的に必要なものであり奨励する必要があるものである。その理由も理解できる。つまり、本来なら公共事業で行うべきものであって利益を目的としない事業は、それ自体を遂行することが大いに社会に貢献しており、地方税を収めるのに等しいという考え

に低値に据え置かれており、一般収益事業とは全く異なる公共的なものであり、財源不足で安易に増税の適用が云々されるべきものではない。おわりに財政再建の一環として社保本人の一部負担を含む健保法改正の検討、数年連続の薬価大幅切り下げ、諸物価アップに抗しての診療報酬の長期間実質据え置き、法人成り困難による累進税率の過重などにより、医療器械の買い換え、導入などのための内部留保は全く不可能に近く、それらは借入金でまかなうか、リースに頼るしかないのが現状であり、そこへ今回の事業税導入案と、われわれを取りまく環境は極端に厳しさを増している。一応自民党税調で五十九年度の導入が見送られることとなったが、今後も厳しく注目していくべきである。

## 社保診療報酬は公定価格

—事業税賦課は税の2重取り—

機関紙部長 大石博司

社保診療報酬には課税されなかった。何故か。それは自由診療が営利を目的としたいはいえ報酬額を自由に設定できるから地域社会に少しくらい還元してもよいだろうという論理と推定する。しかし、社保診療報酬は常に公に社会情勢により一定額におさえられている。本来ならばもっと多額の報酬のあるものを、より低額しか受けとらないということは、そのこと自体、もう事業税と同じように社会に利潤の一部を還元していることに等しい。

今度の社保診療報酬課税の動きは、公共的事业・技術報酬への事業税非課税の原則に反するのみならず、正に税金の二重取りともいえる暴挙である。



昨年六月、地域医療対策部がつくられてから早速老人保健法による保健事業の実態調査や金沢と小松市医師会の先生方より保健事業についてのアンケートをお願いしたりして、本当に地域住民の健康管理に役立つ健康はどうあるべきかについて少しづつ問題を明らかにしていきたくと努力しています。

また健康なんでも相談は金沢市の校下老人会や婦人会、農協婦人部などからの申し込みが増え、会員の先生方のご協力により、参加した住民の人達から好評をいただいています。(九月以降十一回開催)特に各科の先生が三人以上複数で出席されていて、これは全国でも珍しいことだと思っております。出席された先生は住民からの意外な質問や他科の先生の話でお互いに勉強になったりしています。

昨年十一月より行っている老人医療一〇番はNHKテレビで全国放映されたり、各新聞にも報道され、

## 地域に足を踏み出して

地域医療対策部

／専／門／部／紹／介／

お願ひします。  
高齢化社会の進行、大病院への志向、健康知識の洪水、医薬品のコモーション、健康産業の氾濫の中で住民は身近に相談出来る医師を求めています。来る患者を待つ受身の医師から一歩外へ踏み出して、正しい健康教育と健康管理を普及させて地域住民の健康づくりに努力していきたくと思っております。そうすることで住民との信頼関係が正され、医療担当者の悩みも理解されていくのではないのでしょうか。何れにしても根気のいる仕事です。皆さん力を貸して下さい。

実際にいろいろな相談が申し込まれていますが、医師でない回答出来ない問題もありますのでご協力の程

- 地域医療対策部
- 部長 大野 幸治
  - 副部長 井沢 宏夫
  - 部員 喜多 徹
  - 岡村 利勝
  - 早稲田健一
  - 大矢 甚祐
  - 小坂 牧子
  - 細川外喜男

### 連載

## 窓口で役立つ

# 社会福祉ガイド

## ねたきり老人等の寝具乾燥事業

ねたきりのお年寄りが使用している寝具は失火等により臭い、早くいたみやすいものです。金沢市では、日頃使用している寝具を洗濯、乾燥させて、ねたきり老人に少しも快適な生活をと「ねたきり老人等寝具乾燥事業」を昭和五十四年四月より実施しています。「等」とあるように、対



- 象者は、
- ①三カ月以上ねたきり状態にある六十五才以上の老人。
  - ②身体障害者手帳保持者で、障害の程度が二級以上の者のうち、ねたきり状態にある体幹または下肢障害者(児)。
  - ③家庭奉仕員の訪問する六十

## 健康なんでも相談

# 質議応答に感激

弓取町老寿会会長 中野正男



膝の痛みについて話を三秋先生 36名が参加 (12月4日、弓取町にて)

かねてから老人会で一回お医者さんのお話しを聞く機会を持ちたいと思っていました。が、仲々手づるがわからずに迷っていました。たまたま諸江の井沢先生にお願いしたら、石川県保険医協会というものがあるからそこへ申し込みなさい。そうすれば各科の専門の開業医の先生が二、三人来てお話しをして下さると教えて下さいました。

当日は日中晴天だったのに夕方からは雨風となり、出席人数が減少するのではないかと心配しましたが、三十六名で盛会となり安心しました。内科の大野先生、井沢先生、整形外科の三秋先生、他に事務局の方も来て下さり、二時

間程お話しやスライド映画等でご指導をいただきました。結構でした。

井沢先生の司会で始まり、大野先生が「老人と健康」について食物や日常生活の仕方や心の持ち方や気のつけ方、等解り易くお話し下さい、その後はお話しを聞きながら入りました。

高血圧症、手足、腰の痛み、不眠症、頻尿、耳鳴り等、老人特有の病気についての質問が多く出され、三人の先生方がそれぞれ専門の立場で解り易く親切にひとつひとつ教えて下さり、当人はもとよりはたで聞いている者も大変参考になり有難いことでした。

今までは病院は病人が行くところ。医者は病気を治す人。という認識でございました。お医者さんの方から進んで出て来てお話しや質疑応答して下さいましたことに感激しております。本当に有難うございました。

## 第137回保険診療研究会

テーマ 内科診断学シリーズ④  
講師 金沢大学第一内科 池田孝之先生  
とき 1月27日(金)午後7時半  
ところ 石川県医師会館三階

健保が充足した昭和二年から十七年まで、政府と日本医師会・日本歯科医師会の間で請負契約が交され、政府は毎年度初め被保険者一人当りの年間医療費を定め、これに被保険者数を乗じて医療費総額を算出し、この金額で日本医師会、日本歯科医師会が診療を請負った。医師会の中では出来高に応じて報酬が配分されたが、総額が低いので、よい医療が行えず、「軽費医療」として軽蔑され、戦時中にもかかわらず昭和十八年に廃止されて現行の出来高払方式になった。

## 知っておきたい 医療保険用語

### 支払い方式(上)

一、出来高払方式  
診療内容を診察、投薬、注射、処置、手術、検査といったいくつかの行為に分け、それぞれについて、あらかじめ決められた料金を支払う方式。わが国の支払方式はこれによって行われているが、長所として、患者の症状に応じた治療が行え、各々の医療労働に定めた報酬が支払われるので、能力や労働量が報酬に反映し、働き甲斐がある報酬といわれているものの、反面、過剰診療になりやすく、医療費が増加するという批判がある。

二、療養費払い  
医療費の全額を患者が直接、医療機関に支払い、領収書ならびに明細書を受けとって、それをもとに保険者へ払戻申請書を提出して、支払った医療費の給付を受ける方式。これは、本土復帰するまえの沖縄県で実施されたが、払戻場所が四ヶ所に限定されたこと、申請書類が面倒であったことなどから払戻請求が少なく、保険財政は大黒字となった。現在、フランスで実施されているが、払戻率の割合が低いほど患者の負担が大きくなる。

三、人頭請負方式  
健保が充足した昭和二年から十七年まで、政府と日本医師会・日本歯科医師会の間で請負契約が交され、政府は毎年度初め被保険者一人当りの年間医療費を定め、これに被保険者数を乗じて医療費総額を算出し、この金額で日本医師会、日本歯科医師会が診療を請負った。医師会の中では出来高に応じて報酬が配分されたが、総額が低いので、よい医療が行えず、「軽費医療」として軽蔑され、戦時中にもかかわらず昭和十八年に廃止されて現行の出来高払方式になった。

# 舌つづみ



(絵 大野幸治)

## かぶら寿しの作り方

### 〔材料〕

- ①葉付き蕪 20ケ、②挿み込む大きさに切った鰯を40～50切、③人参中細 2本約300g、④糍 1枚半、⑤塩約500g、⑥酒1合、⑦炊きたてのご飯、茶碗山1杯、⑧桶2ケ(1斗、2斗)⑨重石3kg(1kg3ケ)

### 〔作り方〕

①11月末に魚屋で鰯の切身の数を相談して求める。(鰯は高価なのと大きいのとで何人かで1匹を分けるため)(塩漬、切身まで頼む)。

②12月10日蕪を求め、葉と蕪と切り分け洗い、水を切る。上下を平にし1ケを2つに切り分ける。1つ宛鰯を挿むための切込みを入れ、塩をまぶす。(切身の中にも)

③2斗桶に葉を敷き蕪を並べる。その上に又葉を被せ重石を3kg程乗せて1週間漬け込む。(2～3日で水は上がる)

④12月18日糍をわかす。

(イ)糍をほぐし壺に入れ、炊きたてのご飯、茶碗山1杯を糍の上に蓋をするように乗せ、酒1合をまんべんなく振りかけ、その上に80℃位のお湯をかける。壺を45度に傾け水気が少し見える程度。それをベビー毛布等に包み、コタツの隅で暖め約6時間置く。甘みが強くなったら室温で約6時間置き、更に冷たいところに移す。(約10時間)

(ロ)人参を梅形様に5ヶ所に切り込みを入れ、蕪の数だけ2mm位の厚さに切っておく。

(ハ)冷たくなった糍を1斗桶の下に敷く。その上に鰯の切身を挿んだ蕪を乗せる。蕪の上に糍を一掴宛乗せ、更に花形人参を一枚置く。これを高さ均一になるように重ね、重石を3kg程置く。漬込みから約2週間で食べられます。

(金沢市 大野 恵美子)

## 北信越コーナー

### 機関紙部長の抱負



新しい年を迎え、よりよい年であるようにと祈るものではあるが、やはり今年も厳しい医療の世界であることに間違いはないであろう。

旧年、厚生省高官の「のろし」の如き発言や、予算編成についての健保改革案等を思う時、財政再建という行革路線に沿った経済政策が先行し

## 「あるべき医療」を更に勉強

富山協会 高野昇治

てしまっており、人々もまたその枠の中に引ずり込まれた発言をすることが多かったように思える。

このことについては、もっと福祉政策についての論議がなされるべきであり、そのためにはわれわれの方にも、「かくあるべき医療」についての論議を尽したものが不足していたのではないかと反省もさせられる。

社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努める

## 会員の紙面参加をひろげる

長野協会 堀内 恵

発生するいろんな問題は絶えず医療・福祉の目的・本質の阻害がありはしないか、憲法第二十五条にいう「国は、すべての生活部面について、

医療を取り巻く情勢が年々厳しくなってきた中で、一九八四年を迎え、今年も一層の努力が必要であろうと予想している。

保革伯仲かと思えた国会勢

力分布も、結局は元に戻ってしまっただけで、当然のこととして今年も、厚生省の「医療、福祉は国の主要な責任分野ではない」という考え方に導かれた国庫負担削減、自己負担増

## 編集部だより

①北信越ブロック各協会の記事がほしい。北信越ブロックニュース欄を作ってはどうか。(編集部から)

②ページ数は少なくとも早く

## 読者からの要望と編集方針

発行することが肝要。必ずしも100%の内容でなくてもよいように思う。(編集部から)

③最近号の一面は内容が乏しい。「持論」も少なり。(編集部から)

一面のトップ記事は読者アンケートの集計をみても割合読まれています。それ故、編集会議では最も力を入れて討議して企画を決めています。

同様に「持論」のテーマも遅れ気味です(毎回七日～十日程)。新聞・ニュースであり、新鮮さが肝心ゆえ、これまで以上に編集体制を拡充し、毎月十日の発行日に一日でも遅れ気味です(毎回七日～十日程)。新聞・ニュースであり、新鮮さが肝心ゆえ、これまで以上に編集体制を拡充し、毎月十日の発行日に一日でも遅れ気味です(毎回七日～十日程)。



## 主張しよう 医師の立場

石川協会 大石 博 司

に、これに反対する運動を展開しなければならぬ。

長野県の協会の現状を見ると、協会の組織率が、開業医比率で三割、歯科で四割強といったところである。地域住民と共に保険医運動を進めて行くには、もっと組織率を高めることが重要となってくる。やはり五割以上の組織率を目指さねばならないと考えている。

築き上げてきた医療まで破壊されようとしている。

医療から国庫負担をぬきさるには、あまりにも一部の医療は高度化され高額化されており、個人負担では支えきれない。フランスでは、これまで国庫負担がなかったものが最近になって導入されたという。国庫負担がなくなれば重症医療の質の低下を招き、国民の健康が犠牲になることは明らかである。



その組織強化の手段として、機関紙活動をより充実させるのが、今年目標である。昨年計画した、毎月一回の定期発行は守ることが出来た。今年には更に内容を充実させ、

私の視野には、いま二つの情勢がうつつている。

その第一は、マスコミにより開業医が必要以上に悪者にされ、社会からはじき出されようとしている姿であり、もう一つは医療の経済的基盤が、国家財政から民間保険を含めた患者自身の経済力のみに移りつつある姿である。

ここで問題は、政府が「国民負担を下げるために医療費をおさえる」と称しながら実

政治は社会各層の要求の間の妥協であるという言葉があるが、もし、そうだとしたら、医療担当者としての医師は患者のために、もっと自分達の立場を主張すべきでなからうか。

# 本年もよろしくお願ひ申し上げます

<p>株式会社 半田</p> <p>金沢市香林坊一丁目二一三八 電話(〇七六二)二二一五二二番</p>	<p> 北邦医薬株式会社</p> <p>ホクホーイヤク</p> <p>金沢市長町三丁目一〇一四 電話(〇七六二)三二二四四五番</p>	<p>株式会社 井上誠昌堂</p> <p>金沢市西泉一丁目四番地 電話(〇七六二)四二一三二一三番</p>	<p>株式会社 中栄草栄堂</p> <p>金沢市神宮寺三丁目一三〇 電話(〇七六二)五二一三二一三番</p>	<p>医薬品総合商社 株式会社 スズケン</p> <p>支店 金沢市問屋町二一五〇 電話(〇七六二)三七七二七二番</p>
<p>丸文金沢株式会社 常務取締役 高本昭二</p> <p>金沢市泉野町一丁目十九番十六号</p>	<p>日本光電北陸株式会社</p> <p>エレクトロニクスで病魔に挑戦する</p> <p>金沢市玉川町一四一八 電話(〇七六二)三二二八二八番</p>	<p>株式会社 日立メデイコ</p> <p>出張所 金沢市此花町六一一〇 電話(〇七六二)六一三三九一三番</p>	<p>株式会社 越屋</p> <p>金沢市石引四丁目四一〇 電話(〇七六二)三三七二七二番</p> <p>あけましておめでとうございます 本年も何卒よろしくお願ひ致します</p>	<p>賀春 富木医療器株式会社</p> <p>社長 富木昭光</p> <p>金沢市問屋町二一四六 電話(〇七六二)三七七五五五番</p>
<p>株式会社 北陸メデイカルサイエンス</p> <p>本社 金沢市大手町九一三一 電話(〇七六二)三二二三二二番(代)</p> <p>営業所 金沢・富山・福井・敦賀・舞鶴</p> <p>正確にスピーディに検査情報をお届けします</p>	<p>北陸医学臨床検査センター</p> <p>金沢市近岡町三〇九 電話(〇七六二)三七四三三〇番</p>	<p>株式会社 日医工石川</p> <p>金沢市泉野出町一丁目十八一〇 電話(〇七六二)四三二二四四番</p>	<p>協栄薬品株式会社</p> <p>金沢 金沢市百坂口九四一 電話(〇七六二)五八二七二三番</p>	<p>福井医療器株式会社</p> <p>金沢市諸江下丁三七二 電話(〇七六二)三七一六四〇番</p>

## 第8回家族・従業員レクリエーション

# 妙高高原 杉ノ原スキーツアー

昭和59年2月10日(金) 金沢駅前・午後7時半出発——杉ノ原(宿泊=京山荘)  
 2月11日(土・祭) 1日スキーと夕食時懇親会 (宿泊=京山荘)  
 2月12日(日) スキー、もちつき、午後2時杉ノ原出発——金沢到着午後7時

参加費 大人 23,000円 小学生 18,000円  
 (2泊4食、リフト1日券、ゴンドラ1回券付)

定員 60名……先着順です。

※ご家族・従業員そろって楽しんでいただけるスキーバスツアーです。  
 貸スキーは現地にて手配致します。初心者の方もお気軽にご参加下さい。

お問合せ・お申込みは 石川県保険医協会 文化部 ☎0762225373番



# 本年もよろしくお願ひ申し上げます

<p>支店長 <b>青山 康彦</b></p> <p>金 沢 市 下 堤 町 三〇 富国生命ビル 電話(〇七六二)六一一六一番 団体旅行六四一三六六番</p> <p>日本交通交社金沢支店</p>	<p>支 社 金 沢 市 玉 川 町 一 一 二 四 電 話 (〇七六二) 六二一三三九六番</p> <p><b>第百生命保険相互会社</b></p>	<p>支 社 金 沢 市 下 堤 町 三〇 電 話 (〇七六二) 六三三八八五一番</p> <p><b>富国生命保険相互会社</b></p> <p>謹賀新年</p>	<p>金 沢 市 尾 張 町 二 丁 目 八 一 二 三 電 話 (〇七六二) 二二一〇七三六番</p> <p><b>太陽生命保険相互会社</b></p>	<p>支 社 金 沢 市 尾 山 町 三 番 十 一 号 電 話 (〇七六二) 六三一三三五五番(代)</p> <p><b>三井生命保険相互会社</b></p>
<p>あすの医療に貢献する</p> <p><b>関西放射線機器</b></p> <p>代表者 <b>高見 宗助</b></p> <p>福井市松本一丁目二六一八 電話(〇七七六)三三七八八八番</p>	<p>医薬品メーカー</p> <p><b>辰己化学株式会社</b></p> <p>取締役社長 <b>黒崎 昌俊</b></p> <p>金 沢 市 三 馬 三 丁 目 三 四 五 番 地 電 話 (〇七六二) 四七一三三二一(代)</p>	<p>Pharmar</p> <p><b>東洋ファルマー株式会社</b></p> <p>金 沢 営 業 所</p> <p>金 沢 市 西 念 町 ロ ー 一 三 〇 番 電 話 (〇七六二) 六五一六七七〇番</p>	<p>加 州 相 互 銀 行</p> <p>本 店 金 沢 市 香 林 坊 二 丁 目 四 一 三 五 電 話 (〇七六二) 六二一四一八一番</p>	<p>北國銀行浅野川支店</p> <p>支店長 <b>小山 力</b></p> <p>金 沢 市 橋 場 町 三 番 二 〇 号 電 話 (〇七六二) 二二一八二〇一番</p>
<p><b>石川米油株式会社</b></p> <p>金 沢 市 神 谷 内 町 二 の 六 一 電 話 (〇七六二) 五二一四三二一番</p>	<p><b>三谷石油サービス株式会社</b></p> <p>金 沢 市 昭 和 町 一 五 一 二 二 電 話 (〇七六二) 六三一六一七二番</p>	<p><b>宮崎税公認会計士事務所</b></p> <p>金 沢 市 諸 江 町 中 丁 五 九 五 電 話 (〇七六二) 三八一五九五七番</p>	<p>湯村 会 計 務 事 務 所</p> <p>石の相談はお気軽に!</p> <p>金 沢 市 泉 野 町 四 丁 目 二 〇 一 八 電 話 (〇七六二) 四三二五二八八番</p>	<p><b>北川干城税理士事務所</b></p> <p>石川県野々市町御経塚町一五一 電 話 (〇七六二) 四九一七七八八番</p> <p>謹賀新年</p>

リーンリーン、ハイ、こちらは保険医協会の

## 老人の医療・福祉・110番です

私たち石川県保険医協会は、県民のみなさんが安心してよい医療を受けられるよう努力している県下450名の開業医師、歯科医師の団体です。医療・福祉制度がよく分らないばかりに医療費や介護に苦しんでいるみなさんが安心してよい医療が受けられるように、各科の専門の医師、医療ソーシャルワーカー、協会事務局員等が電話相談に応じます。付添看護料の請求の仕方や老人ホームの入所方法、ねたきり老人の短期保護事業などといったいろいろな医療・福祉制度についてのご質問や相談に応じます。どんな問題でもお気軽にお電話下さい。



☎ (0762) 22-5373

相談日 / 毎月第2、第4土曜日  
時 間 / 午後2時から7時まで

## 税務に関する電話相談

毎月第2, 第4土曜日

〈受付時間〉 午後1時半～3時

☆相談の際は要点を整理してお電話下さい。  
☆連絡先はおのこの税理士さんの事務所です。



相 談 日	担当税理士	連絡先の電話番号
1月14日(土)	湯村広行 先生	0762-(43) 5188
1月28日(土)	北川干城 先生	0762 (49) 2788
2月11日(土)	宮崎文夫 先生	0762 (38) 5957
2月25日(土)	前多重男 先生	0762 (44) 1484